## 佐賀県人事委員会細則第1号

佐賀県職員の任用に関する規則の実施規程(昭和44年佐賀県人事委員会細則第1号)の一部を次のように改正する。 令和4年3月18日

佐賀県人事委員会事務局長 西 岡 剛 志

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(臨時的任用報告書)	(臨時的任用報告書)
第3条 任命権者は、任用規則第9条第2項(任用規則第10条第2項	第3条 任命権者は、任用規則第9条第2項(任用規則第10条第2項
の規定により準用する場合を含む。)の規定により臨時的任用の報	の規定により準用する場合を含む。)の規定により臨時的任用の報
告をしようとするときは、 <u>臨時的任用報告書(期間の更新の場合に</u>	告をしようとするときは、 <u>当該年度において臨時的任用により任</u>
あっては、臨時的任用(期間更新)報告書)を人事委員会に提出し	用した者(期間の更新の場合にあっては、臨時的任用の期間を更新
なければならない。	<u>した者)の人数を記載した文書</u> を人事委員会に提出しなければな
	らない。
第4条 任命権者は、人事委員会に対し採用候補者名簿の作成を依	
頼しようとするときは、採用候補者名簿作成依頼書を人事委員会	
<u>に提出しなければならない。</u>	
2 人事委員会は、前項の規定により依頼書を受理したときは、当該	
名簿の作成計画を定め、当該計画を採用候補者名簿作成計画書に	
より、任命権者に通知するものとする。	
(採用候補者の提示請求書)	(採用候補者の提示請求書)
第5条 任命権者は、任用規則第16条第2項の規定により採用候補	第4条 任命権者は、任用規則第16条第2項の規定により採用候補
者の提示の請求をしようとするときは、採用候補者提示請求書を	<u>者名簿からの</u> 採用候補者の提示の請求をしようとするときは、採
人事委員会に提出しなければならない。	用候補者提示請求書を人事委員会に提出しなければならない。
2 略	2 略
第6条·第7条 略	<u>第5条・第6条</u> 略
(請求書等の様式)	(請求書等の様式)

改正前

提出部数は、次のとおりとする。

様式の名称	様式番号	提出者	提出先者	提出部数
略		1 部		
採用選考結果	11	人事委員	任命権者	
通知書	第2号	会委員長		
臨時的任用報		任命権者	人事委員	
<u>告書</u>	<u>第3号</u>		会事務局	
			<u>長</u>	
臨時的任用				
(期間更新)	第4号			
報告書				
採用候補者名				
簿作成依頼書	<u>第5号</u>			
採用候補者名		人事委員	任命権者	
簿作成計画通	<u>第6号</u>	会委員長		
<u>知書</u>				
採用候補者名				
簿	<u>第7号</u>			
採用候補者提		任命権者	人事委員	
示請求書	<u>第8号</u>		会事務局	
			長	
採用候補者提		人事委員	任命権者	
示書	第9号	会事務局		
		長		
採用候補者選		任命権者	人事委員	

改正後

**第8条** この規程に規定する様式の様式番号、提出者、提出先者及び **第7条** この規程に規定する様式の様式番号、提出者、提出先者及び 提出部数は、次のとおりとする。

様式の名称	様式の名称 様式番号		提出先者	提出部数	
略		1 部			
採用選考結果通知書	第2号	人事委員会委員長	任命権者		
採用候補者名	<u>"</u> 第3号				
採用候補者提示請求書	<u>#</u> 第4号	任命権者	人事委員 会事務局 長		
採用候補者提示書	<u>#</u> 第5号	人事委員 会事務局 長	任命権者		
採用候補者選		任命権者	人事委員		

	i	改正前					改正後		
択結果通知書	<u>第10号</u>		会委員長		択結果通知書	第6号		会委員長	
採用選考結果 報告書	<u>"</u> 第11号	11	11		採用選考結果 報告書	<u>"</u> 第7号	JJ	11	

様式第3号から様式第6号までを削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
様式第7号	様式第3号
略	略
<u>様式第8号</u>	<u>様式第4号</u>
略	略
<u>様式第9号</u>	<u>様式第5号</u>
略	略
<u>様式第10号</u>	様式第6号
略	略
<u>様式第11号</u>	<u>様式第7号</u>
略	略

附則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。